

大津地裁“工事完了による訴えの利益なし”で却下

建築確認取消し訴訟、原告主張の開発該当の疑義には触れぬまま

まち連だより



9月号

2013年9月19日、幸福の科学学園・関西校の校舎棟・寄宿舍棟の建築確認の取消しを求めた裁判が、大津地裁での判決を迎えました。大津地裁の判断は、「工事完成に伴う訴えの利益なしとして、請求を却下」という結果でした。訴えの利益がないと判断した理由は、建築工事の検査済証が交付され、既に学校法人が建物を使用していることから、今後、建物の工事がなお進行するとは考えられないということで、工事が完了したと認められる、とされました。本号では、この判決を受けて弁護士・原告団からの見解をお伝えいたします。

弁護士コメント



(結果について)

地裁判決は「訴えの利益の失効で却下」でしたが、これは判例“最高裁判所 昭和59年10月26日第二小法廷判決”に従い、「建物が完成してしまえば建築確認の訴えの利益はなくなる」と形式的に判断したものです。しかしながら、本件は、本来開発許可が必要であるにもかかわらず、開発許可を受けていないものであり開発完了検査も受けていないので、最高裁判決をそのまま踏襲することは不当であると考えます。

今回の訴訟で特筆すべきは、学園完成から半年以上も結審までに時間が掛かった点です。この背景には、学園工事が建物完成直前に幾度も大規模な建築計画の変更が重ねられたこと、その変更の許可手続きが行われなかった事実があり、最終的にどの建築確認が有効かという点が問題となったことが影響しています。更に、建物は当初申請図の計画位置から3cmずれて建築されており、その結果、被告主張の論理でも切土が2メートルを超え、開発行為に該当するにも関わらず、変更手続きもなされていないことを看過した判決となりました。

これは、司法が司法判断を回避したもので、手抜き判決と言わざるを得ません。この一連の経緯を踏まえると、本来の請求の趣旨であった地盤の安全性を大前提とする建築が正しく行われたのかという疑問は依然残ったままです。

(今後について)

既に大津市を被告とする「義務付け訴訟」が審理中です。今後は、その中で安全性が確保されていない学園建物の除去、使用停止、あるいは、義務付けが実質的な効果を生むよう、抜本的な排水施設の設置、十分な強度の擁壁の設置も含めた是正命令を求めています。大津市からの文書公開を期待したいことに加え、地元からの情報提供も引き続きお願いします。

原告団コメント

(結果について)

公教育の場である校舎棟・寄宿舍棟に関わる審理が、建物完成を理由に、訴えの利益を失ったことは大変遺憾です。建築確認機関との審理においては、2012年3月の大津市建築審査会から一貫して、実質的な開発該当性の審理が行われなかったばかりか、認可に関わった大津市自身が実質的に開発該当を認める発言・文書送付を民間の建築確認機関に行っていないながら、学園の強行工事の末に訴えの利益が失われたという背景を踏まえると、許しがたい結果だと考えています。

(今後について)

民間建築確認機関を相手とした裁判の継続については、現在、控訴は見送る予定です。既に本件に関しては、大津市を相手とした建築物の除却・使用停止を命ずることを義務付ける訴訟を提起しており、この争いの中で実質的に原告団が求める地盤の安全性確認や適切な措置が行えると判断しているためです。また、あわせて、グラウンドと駐車場に関しては、より深刻な宅造法違反の疑いがあり、こちらでも争っていく予定です。

(※グラウンドに対する宅造法違反に関する詳細は、まち連だより7・8月号に掲載しています。)

「これは大津市に“義務付け”をお願いする裁判です」……9月14日まち連「報告会」開催

2013年9月14日、まち連主催の報告会『これまでの経過と今後の方針』が行われ、裁判の現状や見通しなどが伝えられました。

大津市に対する義務付け訴訟

- ・校舎棟、寄宿舎棟の除却、及び、使用停止を命令させる
- ・義務付けが実質的な効果を生むような抜本的な排水施設の設置
- ・崖崩れ防止の観点で、建物を支える地盤の改良を含めた十分な強度の擁壁の設置

裁判の中で、大津市へ義務付け(命令を出してください)を求めることにより、実質的な地域の安全性を求めていくことが目指されている、との説明がされました。その他にも、報告会での各自治会からの意見集約を、引き続き行っていくことも確認されました。

続く！宗教法人「幸福の科学」の霊言に対するクレーム

2013年9月11日発売の週刊新潮(9月19日号)において『世間はこれを「あこぎな商売」と呼ぶ！「前田敦子」守護霊で商売する「大川隆法』』というタイトルの記事が掲載されました。この記事は、幸福の科学グループが、某人気アイドルグループやそのプロデューサーの「守護霊」本の出版をし、8月下旬には秋葉原において「ついにつ！あっちゃんのホンネゲット」というコマーシャルと共に、販売活動をしたことによるものです。他にも、ビートたけし氏らが以下のコメントを出しており、困惑がうかがえます。



週刊新潮9月19日号

ビートたけし氏	東スポ 8月19日号より	あとひどいのが大川隆法の「幸福の科学」。オレの守護霊と対談したとか言って勝手に本出してんだ(笑)。あんなのアリか？
池上彰氏	週刊新潮 8月8日号より	「あの本には困りましたねえ」と苦笑して続ける。「肖像のパブリシティ権侵害に当たると思いますが。内容に関しても、気になった点はいくつかあります。例えば、本の中で守護霊さんは”NHKを55歳で辞めた”と言っているのですが、私が退社したのは54歳。私の守護霊なら間違えないと思うんですけどね。
膳場貴子氏	TBS公式 サイトに	幸福の科学出版から出版される「ニュースキャスター膳場貴子のスピリチュアル政治対話」という書籍については、当番組ならびに当番組の膳場貴子キャスターとは一切関係ありません。膳場貴子キャスターの肖像を使用することも許諾しておりませんし、内容的にも全く関知しておりません。

礼拝堂銅像には「地の果てまで伝道せよ」のフレーズが刻印

2013年4月4日、滋賀県総務課による幸福の科学学園立ち入りがありました。その立ち入り視察において、**礼拝室銅像足元に“地の果てまで伝道せよ”という文言が記載されていることが確認できた**とのこと。これまで、まち連をはじめとする地元住民は学校教育の枠を超えた宗教活動特に地元に対する伝道(布教)活動が在校生により行われる懸念を表明し、学園に説明会で見解を求めてきた経緯がありますが、いまだ説明されず今日に至っています。このような経緯の中、学園のシンボルに堂々と伝道を前面に出した教育を刻んでいた行為が判明したことになります。

7月23日には学校調査も行われました。この調査は、滋賀県内の私立学校に対し、私立学校運営が適正に行われているかを確認し、県民の納税で成り立っている私学助成金の交付にふさわしい学校運営がなされているかを確認する趣旨で行われているものです。

学校の設置認可に関わり、現在は監督する立場の滋賀県は、今後この問題をどう取り扱うのでしょうか。まち連は、かねてから懸念されている学校教育と宗教活動の一体性について、引き続き注目していきます。

速報！ 学園の寄宿舎において“自治会が発足”

幸福の科学学園寄宿舎棟に居住する学園関係者が、9月中旬、大津市に自治会設置届を提出。名称は「幸福自治会」。